破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１７号
兵庫県伊丹市桜ヶ丘１丁目３番11―302号
債務者　久木野由加里
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３９２号
兵庫県尼崎市開明町２丁目34番地の１　ハイツアルペン開明301号、住民票上の住所大阪市西成区花園南１丁目６番10号　花園ハイツ302号
債務者　芦田千珠子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―302号
債務者　新谷壽美代
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１８号
兵庫県尼崎市塚口町３丁目５番地の６　木元ハイツ201
債務者　石井　夏樹
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２５号
兵庫県尼崎市南清水36番１―506号、前住所堺市南区城山台３丁１番５―207号
債務者　岡田　真吾
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４２号
兵庫県西宮市上甲子園３丁目９番24―103号
債務者　市場奈名恵
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４６号
兵庫県西宮市山口町船坂2020番地４
債務者　宮里ひとみ（旧姓歳内・藤井）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４７号
兵庫県尼崎市小中島３丁目19番12号ハイツ山本101
債務者　前田加津美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９５号
盛岡市前九年３丁目１番８号　コーポタムラ102号
債務者　齊藤　咲代
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３８８号
千葉県松戸市馬橋513番地の12　ユーク馬橋101号
債務者　高野　勝憲
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７２号
千葉県柏市松葉町２丁目28番地３　メゾン・ド・ベルウッドＢ―102号
債務者　崎野　美香（旧姓重富）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７７号
千葉県松戸市常盤平西窪町22番地の35
債務者　櫻田　正行
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４９５号
千葉県我孫子市根戸971番地の５―102号　メゾンプレジャーＢ棟
債務者　梁島真由美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５０１号
千葉県野田市中野台1125番地の31
債務者　佐藤セツ子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５１０号
千葉県松戸市六高台２丁目46番地の３　サンヴェール松戸六高台604号
債務者　渡邊美由紀（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５１６号
千葉県流山市加６丁目1611番地　ヴェルデ流山601
債務者　江橋　麗美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２６号
千葉県松戸市千駄堀1524番地の10　ベルピア北松戸７―203号
債務者　宮田　聖一
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部